

○枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則6・一部改正)

(交付の申請)

第2条 議員（条例第1条に規定する議員をいう。以下同じ。）は、条例第2条の規定に基づき政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、市長にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

(平25規則6・一部改正)

(交付の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、政務活動費の交付を決定するとともに、当該申請を行った議員にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(平25規則6・一部改正)

(規則で定める交付日)

第4条 条例第4条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が枚方市の休日に関する条例（平成3年枚方市条例第3号）第2条に規定する市の休日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い市の休日でない日）とする。

- (1) 第1四半期 4月10日
- (2) 第2四半期 7月1日
- (3) 第3四半期 10月1日
- (4) 第4四半期 1月4日

2 条例第4条第2項の規定による政務活動費の交付日は、市長が別に定める。

(平24規則14・平25規則6・一部改正)

(交付の請求)

第5条 第3条の規定に基づき、政務活動費の交付の決定を受けた議員は、その交付を受けようとするときは、前条各号に定める交付日の5日前までに、市長に政務活動費交付請求書(様式第3号)を提出しなければならない。

(平25規則6・一部改正)

(政務活動費の返還期限)

第6条 条例第5条及び条例第9条の規定に基づく政務活動費の返還は、条例第7条第1項に規定する収支報告書(以下「収支報告書」という。)の提出期限の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(平19規則10・平24規則14・平25規則6・一部改正)

(経費の分類)

第7条 条例第6条第2項に規定する経費の分類は、別表に定めるところによる。

(平25規則6・全改)

(収支報告書の様式)

第8条 収支報告書の様式は、政務活動費収支報告書(様式第4号)によるものとする。

(平19規則10・平25規則6・一部改正)

(収支報告書の写しの送付時期)

第9条 条例第7条第4項の規定に基づく市長に対する収支報告書の写しの送付の時期は、同条第1項の規定による議長の確認を経た後とする。

(平19規則10・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19規則10・旧第11条繰上)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年3月29日規則第10号〕

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、平成19年度以後に交付される政務調査費について適用し、平成18年度以前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則〔平成24年3月30日規則第14号〕

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成25年2月28日規則第6号〕

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この規則の施行の前日に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則〔令和3年3月29日規則第13号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第7条関係）

（平25規則6・全改）

項	項目	分類
1	調査研究費	調査研究活動に係る印刷製本費、調査委託費、交通費、宿泊費、会場費及び講師謝金並びに研修会における出席者の負担金及び参加費
2	会議費	1の項に属さない各種会議の開催又は参加に係る会場費、印刷製本費、交通費、宿泊費、負担金及び参加費
3	資料費	資料の作成に係る印刷製本費、翻訳料及び委託料並びに図書、資料等の購入費
4	事務費	事務機器の購入費、賃借料、消耗品費及び修繕費
5	広報費	広報活動に係る印刷製本費、翻訳料、委託料、会場費、配送料及び茶菓子代
6	広聴費	広聴活動に係る印刷製本費、会場費及び茶菓子代
7	人件費	政務活動を補助する職員の人件費
8	交通通信費	日常的に行う政務活動に係る交通費及び通信費
9	要請・陳情活動費	要請又は陳情活動に係る交通費、宿泊費及び印刷製本費
10	会派共用費	会派で行う政務活動に係る1の項から9の項までに掲げる経

		費	
--	--	---	--

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(宛先)  
枚 方 市 長

枚方市議会議員

政務活動費交付申請書

枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交付申請額( 年度分) 円

様式第2号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

枚方市議会議員  
様

枚 方 市 長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

(宛先)  
枚 方 市 長

枚方市議会議員

政務活動費交付請求書

枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、  
下記のとおり政務活動費を請求します。

記

請求額

金 円  
ただし、 年度 月分～ 月分

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

枚方市議会議員 様

枚方市議会議員

政務活動費収支報告書

枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり、\_\_\_\_\_分の政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

記

1 収 入 政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
会 議 費	円	
資 料 費	円	
事 務 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
人 件 費	円	
交 通 通 信 費	円	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	円	
会 派 共 用 費	円	
合 計	円	

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

確 認 欄	
確認日	年 月 日
議 長 確 認	

様式第1号（第2条関係）

（平25規則6・令3規則13・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平25規則6・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平25規則6・令3規則13・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平25規則6・全改、令3規則13・一部改正）